

## 事務的打合せにおけるこれまでの検討経緯（未定稿）

論 点	事務的打合せでの主な意見
<p>〔失業部門〕</p> <p>1 被保険者の適用について</p> <p>2 給付の基礎となる賃金日額について</p> <p>3 高年齢雇用継続給付の取扱いについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船員には高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齡法」という。）の適用がなく、また、船上勤務という特殊な勤務形態であり高年齢者が勤務することは困難な環境。船員の高年齢雇用政策等の問題についての方向性が見えないので、適用範囲を拡大することは問題ではないか。（被保険者側）</li> <li>○ 船員保険には短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者という被保険者資格が存在していない。（被保険者側）</li> <li>○ 漁船の船舶所有者で5人未満の船員を雇用している者は、統合後は暫定任意適用となるという整理がされているが、現在は強制適用となっており統合後も強制適用とすべきではないか。（被保険者側）</li> <li>○ 船員は乗船時と下船時の賃金が大きく異なることから、失業前6ヶ月の賃金の平均では、きちんとした船員の賃金が反映されないことが考えられることから、船員労働の特殊性を考慮すれば現行の標準報酬とすることも検討の余地があるのではないか。（被保険者側）</li> <li>○ 失業前6ヶ月の平均賃金では、必ずしも船員の賃金の平均を示さないケースもあるので、給付の基礎としては標準報酬方式の方が妥当性があるのではないか。（船主側）</li> <li>○ 失業前6ヶ月間の平均賃金とすることは賛成だが、給付の基礎としては標準報酬方式に慣れているので、できればそのままにしていきたい。（船主側）</li> <li>○ 船員には高齡法の適用がなく、また、船上勤務という特殊な勤務形態であり高年齢者が勤務することは困難な環境。船員の高年齢雇用政策等の問題についての方向性が見えないので、適用年齢を引き上げることは問題ではないか。（被保険者側）</li> <li>○ 高年齢雇用継続給付の利用率は船員の方が圧倒的に少ない。継続雇用を望んでいる船員は少ないのではないか。（被保険者側）</li> </ul>

論 点	事務的打合せでの主な意見
<p>4 保険料の算定基礎となる報酬について</p> <p>5 その他</p>	<p>○ 船員の給与実態等を踏まえ、船員保険の標準報酬方式を維持することが適切ではないか。また、賃金総額方式とした場合、標準報酬の上限を超えている者は保険料負担が増えるのではないか。(船主側・被保険者側)</p> <p>○ 失業部門の積立金が200億円に上る現状を踏まえ、保険料率を引き下げるべきではないか。(被保険者側)</p>

論 点	事務的打合せでの主な意見
<p>【職務上疾病部門】</p> <p>1 独自に支給する仕組みについて (下船後3月の療養補償について)</p> <p>2 給付の基礎となる日額について</p> <p>3 保険料の算定基礎となる報酬について</p> <p>4 給付に関する相違点等について</p> <p>5 その他</p>	<p>○ 一般制度の枠外で独自給付を行う場合、全国健康保険協会か、その他の公法人か、いずれの主体が給付を行うのか。また、その際に独自給付に係る保険関係はどうなるのか。(被保険者側)</p> <p>○ 下船後3月の療養補償は船主の災害補償責任であり、職務外の給付として位置付けることが可能か。(被保険者側)</p> <p>○ 現行の標準報酬方式を維持すべきではないか。給付基礎日額を用いた場合とどのように違ってくるかを示すべき。(船主側、被保険者側)</p> <p>○ 統合後においては労災の給付基礎日額方式とすべきである。(一般使用者側)</p> <p>○ 船員の給与実態等を踏まえ、船員保険の標準報酬方式を維持することが適当ではないか。また、賃金総額方式とした場合、標準報酬の上限を超えている者は保険料負担が増えるのではないか。(船主側・被保険者側) 【再掲】</p> <p>○ 労災保険においては、場合によっては船舶所有者が葬祭料を受けることになるのは問題ではないか。(被保険者側)</p> <p>○ 一般制度と統合した際の保険関係(船員保険の被保険者が労災保険法上の労働者性を有することの担保等)について、整理が必要ではないか。(被保険者側)</p> <p>○ 職務上・外の認定基準、職務不能の認定基準及び通勤災害の認定基準について船員保険と一般制度とで差異がないか否か、確認すべき。(被保険者側)</p> <p>○ 一般制度の適用に関する労働基準法、労働安全衛生法等の法令と、船員法等における船員の労働関係規定との整理を行うことが必要ではないか。(被保険者側)</p>

論 点	事務的打合せでの主な意見
<p>〔職務上年金部門〕</p> <p>1 独自に支給する仕組みについて</p> <p>2 給付の基礎となる日額（又は月額）について</p> <p>3 給付について</p> <p>4 積立不足の取扱いについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般制度の枠外で独自給付を行う場合、全国健康保険協会か、その他の公法人か、いずれの主体が給付を行うのか。また、その際に独自給付に係る保険関係はどうなるのか。（被保険者側）【再掲】</li> <li>○ 現行の標準報酬方式を維持すべきではないか。給付基礎日額を用いた場合とどのように違ってくるかを示すべき。（船主側、被保険者側）【再掲】</li> <li>○ 統合後においては労災の給付基礎日額方式とすべきである。（一般使用者側）【再掲】</li> <li>○ 統合後は、一般制度と同じ給付体系とすべきではないか。（一般使用者側）</li> <li>○ 遺族一時金については、当該被保険者により生計を維持している受給資格者が1人の場合の支給日数について、船員保険と一般制度とで大きな差があるのではないかと。（被保険者側）</li> <li>○ 積立不足の原因は船員保険の加入者数が減少したことによるが、その減少分が直接又は間接的に一般制度に流れたことを考えると、積立不足をすべて船主側で償却するには不公平感があるため、償却料率は一般制度並みとしてほしい。（船主側）</li> <li>○ 平成元年の充足賦課方式への転換と異なり、今回は別の保険集団の統合であるため、他の制度において発生した債務を一般制度の事業主が負うのは適当でない。（一般使用者側）</li> <li>○ 過去債務分については、一般制度との統合後に新たに加入した海運業者等も同様の保険料率で負担することとなるのか。（被保険者側）</li> <li>○ 積立金の償却の議論に福祉施設の見直しの議論を絡めるべきではない。（被保険者側）</li> </ul>

論 点	事務的打合せでの主な意見
<p>〔職務外疾病部門〕</p> <p>1 傷病手当金等一般制度と異なる給付の取扱いについて</p> <p>2 運営する公法人について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職務外疾病については一般制度への統合は行わないという整理がされているので、現状の給付水準を維持すべきである。(被保険者側)</li> <li>○ 職務外疾病部門は船員独自の制度として残すのであれば、給付の内容を一般制度に合わせる必要はなく、船員保険の労使で決定すれば良いのではないかと。(一般被保険者側)</li> <li>○ 本来であれば船員独自の公法人で運営することが望ましいのではないかと。実務面での対応が困難であれば、事務の一部を全国健康保険協会に委託するといった選択肢もあるのではないかと。いずれにしても給付と合わせて船員保険労使で決めていくべき。(一般被保険者側)</li> <li>○ 運営主体をどうするのかについては、全国健康保険協会で運営する場合と独自の公法人で運営する場合の比較等を行った上で、効率的なものを選択すべきであると考えている。(船主側)</li> <li>○ 保健事業が保険者に義務化され、そういった事業を実施することを考えれば、船員というグループで運営する方がよいのではないかと。(一般使用者側)</li> </ul>

論 点	事務的打合せでの主な意見
<p>〔福祉事業部門〕</p> <p>1 全般的事項について</p> <p>2 船員保険の福祉事業並びに労働福祉事業及び雇用保険三事業について</p> <p>3 公法人で実施する福祉事業について</p> <p>4 福祉施設等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在実施している福祉事業については、全て引き続き実施してほしい。(被保険者側)</li> <li>○ 福祉事業で実施している個々の事業内容について、船員労働の特殊性や利用の程度などの観点から必要性について精査すべきであり、現状維持という前提で考えるべきではない。(船主側)</li> <li>○ 福祉事業を統合するに当たって、事業の評価の状況や実施している団体の財務状況等検討材料を提示してもらった上で検討すべき。(一般使用者側)</li> <li>○ 船員災害防止事業は船員災害の防止のための事業を行っており、また、船員雇用促進事業についても、船員に対する技能訓練等の事業を実施している。それぞれ、船員の独自事業として引き続き実施すべきではないか。(被保険者側)</li> <li>○ 現在、労働福祉事業及び雇用保険三事業について見直しが行われているが、仮に一般制度に統合した場合、船員を対象とした福祉事業の必要性等の評価を一般制度のそれと同一の枠組みで行うのには無理があるのではないか。(被保険者側)</li> <li>○ 無線医療センターの運営や洋上救急医療援護事業については、国の事業として実施すべき事業ではないか。(船主側)</li> <li>○ 積立金の償却の議論に福祉施設の見直しの議論を絡めるべきではない。(被保険者側) <b>【再掲】</b></li> </ul>